

ごみ処理基本計画策定指針

－ 抜 粋 －

平成20年6月
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本的事項

(1) ごみ処理基本計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画である。したがって、ごみ処理基本計画は、市町村が自ら処理するごみのみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく多量排出事業者に指示して処理させるごみや市町村以外の者が処理するごみも含め、当該市町村で発生するすべてのごみについて対象としなければならない。

ごみについては、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、⑤適正な処分を確保することを基本とする。

(2) 広域的取組の推進

ごみの処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。

①広域的取り組みの必要性

他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、焼却処理を選択している場合にはごみ焼却施設の集約化による全連続炉化によりダイオキシン類の排出抑制を図ることができること、地球温暖化防止に資する高効率発電などにより効率的な熱回収が可能となること、高度な処理が可能な小規模処理施設を個別に整備するよりも施設を集約化した方が全体として整備費用が安くなること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理に対応するものとする。

他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、必要に応じ、都道府県域を超えた広域化についても考慮することが適当である。

②一部事務組合、広域連合によるごみ処理基本計画の策定

一部事務組合、広域連合を構成して広域的なごみ処理を行っている市町村にあっては、ごみ処理事業の実施主体がごみ処理基本計画の策定主体にとどまらない場合も多い。特に収集運搬、中間処理、最終処分の処理過程によって事業の実施主体が異なる場合や、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみ等のごみの種類によって事業の実施主体が異なる場合には、各市町村は、自らの事業の範囲を超えてごみ処理基本計画を策定する必要がある。

このような場合においても、収集運搬から最終処分に至る処理過程において計画内容に齟齬が生じないように各事業主体との相互調整を行う必要がある。一方、ごみ処理事業の実施主体においては、複数の市町村のごみを受け入れることとなるので、当該事業の円滑な推進のため、関係市町村のごみ処理基本計画の内容に齟齬が生じないように相互調整を行う必要がある。

また、市町村からごみ処理計画の策定に関する事務の委託を受けている一部事務組合や広域連合は、構成市町村と十分に協議しながら、ごみ処理計画を策定する必要がある。この場合、当該計画の策定者を構成市町村との連名とするなど、責任関係を明確にしておく必要がある。

③広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域

広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）に基づく広域処理対象

区域にあつては、以下の点に留意の上、基本計画を策定するものとする。

- ア. 本計画において、広域臨海環境整備センターに処理委託する理由、広域処理場への搬入時期、搬入量、必要な中間処理施設の整備、広域処理に係る住民に対する広報・啓発活動等について明らかにすること。この場合、広域臨海環境整備センターの広域処理場以外の最終処分空間の確保の見通しを踏まえた上で行うこと。
- イ. 本計画の策定に当たっては、広域処理場の埋め立て期間、受け入れ基準等を考慮するとともに、広域処理場への廃棄物の運搬に関し、積み出し基地周辺の環境保全が図られること及び広域処理場整備事業が廃棄物の資源化、減量化を推進しつつ行われるものであることに十分配慮すること。

2. 策定に当たって整理すべき事項

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、(1)人口や産業の概況、(2)ごみ処理の現況や課題、(3)国、関係都道府県、関係市町村におけるごみ処理行政の動向等の計画策定の背景を整理した上で、計画策定の基本的考え方を示すものとする。

(1) 市町村の概況

市町村の概況として、人口、産業、将来計画等について整理する。特に処理システム改善の参考となるような項目を選定し、整理することが望ましい。具体的には、以下のような項目が考えられる。

①人口動態

人口動態については、過去10年間程度の推移を整理するとともに、年齢別・性別の構造を示す図(人口ピラミッド等)を示すことが望ましい。これにより、今後の人口の推移や高齢化の動向を把握することが可能である。例えば、高齢化が進んだ場合の高齢者世帯に対するごみ収集サービスの在り方等ごみ処理が今後抱える課題を検討する上での基礎的資料として活用することも可能である。

②産業の動向

産業の動向については、市町村の区域内の産業構造や従業者人口、事業所数、土地利用状況等について整理を行うとともに、許可業者の収集先の業種形態や多量排出事業所の状況を整理することも有効である。その他、廃棄物処理の結果生じた生成物を有効に活用できる産業が市町村の管内、あるいは近隣の市町村にあるかどうか検討することも有効である。

③市町村の総合計画等との関係

市町村等におけるごみ処理基本計画が、当該市町村等における総合計画等と齟齬が生じることのないよう、今後の市町村の基本方針や廃棄物に係る基本方針等について整理する。

(2) ごみ処理の現況及び課題

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、まず当該市町村のごみ処理に係る実績を整理する必要がある。具体的には以下のような項目について整理することが望ましい。

①ごみ処理フロー

直近年の実績をフローチャート等で図示し、当該市町村のごみ処理システムを分かりやすい形で整理することが適当である。

②ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営管理体制などを整理することが適当である。

③ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状（組成、ごみの発熱量を含む）、温室効果ガス排出量等の状況について、原則として過去5年間以上の実績を把握・整理することが適当である。

さらに、ごみ処理に係る財政及び処理コストなどについて、原則として過去5年間以上の実績を把握・整理するよう努める。また、一般廃棄物会計基準に基づくコスト分析を実施している場合は、その結果を掲載することが適当である。

④ごみ処理の評価

③で整理した実績を基に、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

評価に当たっては、環境負荷をできる限り低減する循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準、住民等に対する公共サービスという面から見た処理システムの水準及び処理システムの費用対効果から評価を行う必要がある。

特に、循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準に係る評価軸については、循環基本計画において社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー指標として3つの指標（資源生産性、循環利用率及び最終処分量）が設けられていること及び廃棄物処理法基本方針において減量化の目標として3つの目標値（排出量、再生利用量及び最終処分量）が設けられていること、さらには地球温暖化防止のための京都議定書目標達成計画において、廃棄物分野に関係する施策及び対策が盛り込まれていることを考慮する必要がある。

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について次の方法のいずれか、又は次の方法の組合せにより評価を行うこととする。

ア、当該市町村で設定した目標値を基準値とした比較による評価

イ、国の目標値を基準値とした比較による評価

ウ、全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価

なお、この3つの方法の中で、類似団体間の比較分析を行う方法は、他市町村と比較して優れている点、不十分な点を把握し、その理由を分析し、市町村間で情報共有することによって、市町村が自らの一般廃棄物処理システムを改

善することが可能となる。したがって、類似団体間の比較分析をできるだけ実施することが望ましい。

評価した結果については、住民及び事業者に分かりやすい方法により公表することとし、評価結果のうち、標準的な評価項目に係る評価結果については、次に示す市町村一般廃棄物処理システム比較分析表を作成して表示し、公表する。分析欄を記入する際には、計画期間中に実施した施策の評価を併せて行うことが望ましい。

また、評価に当たっては、市町村等が類似市町村の取組と比較分析を行うことによって、市町村のごみ処理事業を支える職員及びその経営に当たる責任者が自らのごみ処理事業について、環境保全面の水準や費用効率性の点で、我が国の市町村の中でどのレベルにあるのかを把握し、目指すべき改善・進歩の方向を認識することができる。

⑤課題の抽出

実績を整理した結果を基に、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などの項目ごとに課題を抽出する必要がある。上記の各種指標によるこれまでの実績や施策への取り組み状況、他自治体との比較などの現状整理を基に、課題を分析し整理することが適当である。

表1 標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日	$(\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量}) \div \text{計画収集人口} \div 365 \text{ 日(又は } 366 \text{ 日。以下同じ。)}$
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	$\text{総資源化量} \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	$\text{エネルギー回収量(正味)} \div \text{熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量}$
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	$\text{最終処分量} \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量})$
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	kg/人・日	$\text{温室効果ガス排出量(正味)} \div \text{人口} \div 365 \text{ 日}$
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	—	
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	$\text{廃棄物処理に要する総費用} \div \text{計画収集人口}$
		資源回収に要する費用	円/t	$\text{資源化に要する総費用(正味)} \div \text{総資源化量}$
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	$\text{エネルギー回収に要する総費用(正味)} \div \text{エネルギー回収量(正味)}$
		最終処分減量に要する費用	円/t	$\text{最終処分減量に要する総費用} \div (\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団回収量} - \text{最終処分量})$

(3) ごみ処理行政の動向

ごみ処理行政の動向としては、国や都道府県におけるごみ処理行政の動向、近隣市町村における動向等について整理する。

国や都道府県におけるごみ処理行政の動向は、市町村が今後の廃棄物処理行政の方向性を決定する上での重要な検討材料となる。具体的には廃棄物処理法基本方針や個別リサイクル法の動向、都道府県廃棄物処理計画等を参考とするほか、国の中央環境審議会や都道府県の環境審議会等における審議事項を参考とすることも有効である。

また、ごみ処理については、財政、人材面、施設の維持管理面等を考慮すれば、隣接市町村との共同計画による広域処理方法が有効な施策となる場合もあることから、当該市町村における関係市町村の動向を把握しておくことが適当である。

(4) 計画策定の基本的考え方

①計画策定の趣旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等について整理する。また、改定の理由について整理する。

②計画の位置付け

ア. 他の計画等との関係

関連法令や上位計画、市町村の関連計画とごみ処理基本計画の関連を整理し、当該市町村の廃棄物処理に関する基本的な方針を定めるものであることを明確にする。

イ. 計画対象区域

計画対象区域については、当該市町村の区域内全域を対象とする必要がある。

ウ. 計画の範囲

計画の範囲については、市町村が自ら処理、あるいは市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、市町村の実情に応じて多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物、当該市町村のごみ処理施設で処理を行うし尿汚泥や産業廃棄物（いわゆる併せ産廃）等、それぞれ計画の対象となる廃棄物の範囲とごみの種類を整理する。

エ. 計画目標年次

計画の目標年次は原則として計画策定時より 10～15 年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。なお、中間目標年次については、ごみ処理基本計画の改定が概ね 5 年ごとであることを考慮して設定することが望ましい。

3. ごみ処理基本計画の策定

ごみ処理基本計画では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定める必要がある。

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに定める。また、見込みを行う際には、地域の開発に関する計画を十分考慮するとともに、他の市町村との間で一般廃棄物の搬入又は搬出が行われる場合にあっては、その量を勘案して処理量を見込むものとする。

(2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

市町村、住民及び事業者のそれぞれにおいて講ずべき方策を定める。

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

再生利用を推進する観点等から定めるものとする。

(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体を定めるものとする。

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

施設の種類ごとに施設能力、処理方法等を定める。

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項

例えば、廃棄物減量等推進協議会、廃棄物減量等推進委員等に関する事項を定めるものとする。